

答弁書第二三三号

内閣参質九六第二三三号

昭和五十七年七月十三日

内閣総理大臣 鈴木善幸

参議院議長 徳永正利殿

参議院議員秦豊君提出三海峡(宗谷・津軽・対馬)封鎖に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出三海峡(宗谷・津軽・対馬)封鎖に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

我が国がいわゆる三海峡封鎖のような実力の行使をすることが認められるのは、あくまでも我が国が自衛権の行使として行う場合に限られる。

なお、我が国の施政の下にある領域において武力攻撃が発生した場合には、日米両国は、日米安保条約第五条に基づき共通の危険に対処するように行動することとなるが、その行動がどのようなものとなるかは、武力攻撃の態様等によるものであつて、一概には言えない。